

税関職員が無令状で行った検査等について、関税法
上許容される郵便物の
輸出入の簡易手続であるとして憲法35条の法意に
反しないとされた事例
(最(三小)判平成28年12月9日裁判所時報1666
号10頁)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河村, 有教, KAWAMURA, Arinori メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000112

【判例研究】

税関職員が無令状で行った検査等について、関税法上許容される郵便物の
輸出入の簡易手続であるとして憲法35条の法意に反しないとされた事例
(最(三小)判平成28年12月9日裁判所時報1666号10頁)

A Study of Recent Japanese Criminal Procedure Cases: Procedure for inspecting
import goods by Japanese Customs and Article 35 of Japanese Constitution
(December 9 2016, Supreme Court Third Petty Bench)

河 村 有 教

【判例研究】

刑事判例研究

税関職員が無令状で行った検査等について、関税法上許容される郵便物の輸出入の簡易手続であるとして憲法 35 条の法意に反しないとされた事例（最（三小）判平成 28 年 12 月 9 日裁判所時報 1666 号 10 頁）

河村 有教

【事実の概要】

東京税関東京外郵出張所で郵便物の検査等を担当していた税関職員 P は、平成 24 年 8 月 21 日、郵便事業株式会社東京国際支店内にある EMS・小包郵便課検査場において、イラン国内から東京都内に滞在する外国人に宛てて発送された郵便物（以下「本件郵便物」という。）につき、品名が分からなかったことなどから輸入禁制品の有無等を確認するため、本件郵便物の外装箱を開披し、ビニール袋の中にプラスチック製ボトルが 2 本入っているを目視により確認した（ア）。P は、両ボトルにつき、TDS 検査（ワイプ材と呼ばれる紙を使用する検査）を行ったところ、両ボトルから覚せい剤反応があったため、同出張所の審理官に、本件郵便物を引き継いだ（イ）。同審理官は、本件郵便物を同出張所の鑑定室に持ち込み、外装箱から 2 本のボトルを取り出し、ボトルの外蓋、内蓋を開け、中に入っていた白色だ円形固定物を取り出して重量を量り、その様子を写真撮影するなどした後、上記固形物の破砕片からごく微量を取出し、麻薬試薬と覚せい剤試薬を用いて仮鑑定を行ったところ、陽性反応を示したため、同税関調査部を通じ、同税関業務部分析部門に鑑定を依頼し、同調査部職員は、上記固形物の破片微量を持ち帰った（ウ）。同審理官は、本件郵便物を同出張所内の鑑定室に保管していたが、前記鑑定の結果、覚せい剤であるとの連絡を受けて、同税関調査部に対し、摘発事件として通報した。同通報を受け、同税関調

査部の審議官は、同月 24 日、差押許可状を郵便事業株式会社職員に提示して、本件郵便物を差し押さえた。被告人は、本件郵便物につき、関税法上の輸入してはならない貨物の輸入未遂の共同正犯等で有罪判決を受けた（東京地判平成 26 年 3 月 18 日判タ 1401 号 373 頁）。

被告人は控訴したが、控訴棄却判決（東京高判平成 27 年 2 月 6 日判例集未登載平成 26 年（う）第 821 号）を受け、上告し、本件郵便物に対して行われた（ア）から（ウ）までの各検査等（以下「本件郵便物検査」という。）は、本件郵便物を破壊し、その内容物を消費する行為であり、プライバシー権及び財産権を侵害するものであるところ、捜査を目的として、本件郵便物の発送人又は名宛人の同意なく、裁判官の発する令状もなく行われたもので、関税法上許容されていない検査であって、憲法 35 条が許容しない強制処分当たるから、本件郵便物検査によって取得された証拠である本件郵便物内の覚せい剤及びその鑑定書等の証拠能力は否定されるべきであると主張した。

【判例要旨】

上告棄却。

平成 24 年法律第 30 号による改正前の関税法 76 条は、郵便物の輸出入の簡易手続を定めるものであるが、同条 1 項ただし書きにおいて、税関長は、簡易手続の対象となる郵便物中にある信書以外の物について、税関職員に必要な検査をさせるものとすると定め、同条 3 項において、郵便事業株式会社（現行法では日本郵便株式会社）は、当該郵便物を税関長に提示しなければならないと定めている。そして、平成 23 年法律第 7 号による改正前の関税法 105 条 1 項は、税関職員は、同法等の規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、郵便物を含む外国貨物等について検査すること（同項 1 号）及び郵便物の輸出入の簡易手続における検査に際して見本を採取すること（同項 3 号）ができること定めている。

これらの規定（以下、「本件各規定」という。）は、「関税の公平確実な賦課徴収及び税関事務の適正円滑な処理という行政上の目的」を、大量の郵

便物について簡易、迅速に実現するための規定であると解される。そのためには、税関職員において、郵便物を開披し、その内容物を特定するためなどに必要とされる検査を適時に行うことが不可欠であって、本件各規定に基づく検査等の権限を税関職員が行使するに際して、裁判官の発する令状を要するものとはされておらず、また、郵便物の発送人又は名宛人の承諾も必要とされていないことは、関税法の文言上明らかである。

ところで、憲法 35 条の規定は、主として刑事手続における強制につき、司法権による事前抑制の下に置かれるべきことを保障した趣旨のものであるが、当該手続が刑事責任追及を目的とするものではないとの理由のみで、その手続における一切の強制が当然に同規定による保障の枠外にあると判断することは相当でない。

しかしながら、本件各規定による検査等は、前記のような行政上の目的を達成するための手続で、刑事責任の追及を直接の目的とする手続ではなく、そのための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有するものでもない。また、国際郵便物に対する税関検査は国際社会で広く行われており、国内郵便物の場合とは異なり、発送人及び名宛人の有する国際郵便物の内容物に対するプライバシー等への期待がもともと低い上に、郵便物の提示を直接義務付けられているのは、検査を行う時点で郵便物を占有している郵便事業株式会社であって、発送人又は名宛人の占有状態を直接的物理的に排除するものではないから、その権利が制約される程度は相対的に低いといえる。また、税関検査の目的には高い公益性が認められ、大量の国際郵便物につき適正迅速に検査を行って輸出又は輸入の可否を審査する必要があるところ、その内容物の検査において、発送人又は名宛人の承諾を得なくとも、具体的な状況の下で、上記目的の実効性の確保のために必要かつ相当と認められる限度での検査方法が許容されることは不合理とはいえない。前記認定事実によれば、税関職員らは、輸入禁制品の有無等を確認するため、本件郵便物を開披し、その内容物を目視するなどしたが、輸入禁制品である疑いが更に強まったことから、内容物を特定するため、必要最小限度の見本を採取して、これを鑑定に付すなどしたものと認められ、本件郵便物検査は、前記のような行政上の目的を達成するために必要

かつ相当な限度での検査であったといえる。このような事実関係の下では、裁判官の発する令状を得ずに、郵便物の発送人又は名宛人の承諾を得ることなく、本件郵便物検査を行うことは、本件各規定により許容されていると解される（以下、省略）。

そして、前記認定事実によれば、本件郵便物検査が、犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行われたものでないことも明らかであるから、これによって得られた証拠である本件郵便物内の覚せい剤及びその鑑定書等の証拠能力を認めた第一審判決及びこれを是認した原判決の判断は正当である。

【評釈】

1. はじめに

本判決は、税関職員による一連の郵便物検査について、関税法の「郵便物の輸出入の簡易手続き」にあたるとして、憲法 35 条が求める裁判官の発する令状を得ず、郵便物の発送人又は名宛人の承諾を得ることなく行うことができるとした事例である¹。

税関職員による「郵便物の輸出入の簡易手続」については、郵便物等に関する特則として、現行の関税法 76 条 I 項但書に規定がある。郵便物について、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせることができるとする。検査をするに際しては、信書の秘密を侵してはならない（関税法 76 条 II 項）。信書については、憲法において、通信の秘密を侵してはならないとして（憲法 21 条 II 項）、通信の秘密が保障されている

¹ 本判決の評釈に、州見光男「刑事裁判例批評（337）郵便物の輸出入の簡易手続として税関職員が無令状で行った検査等について、関税法（平成 24 年法律第 30 号による改正前のもの）76 条、関税法（平成 23 年法律第 7 号による改正前のもの）105 条 1 項 1 号、3 号によって許容されていると解することが憲法 35 条の法意によって反しないとされた事例」刑事法ジャーナル 52 号 128-134 頁（2017 年 5 月）、高倉新喜「憲法 35 条の令状主義と無令状の行政手続」法学セミナー第 748 号（2017 年 5 月）122 頁、緑大輔「関税法に基づく税関職員による郵便物の輸出入の簡易手続として行われる無令状検査等が憲法 35 条の法意に反しないとされた事例」新・判例解説 Watch 刑事訴訟法 No.107 文献番号 z18817009-00-081071467（2017 年 3 月）、岸野薫「税関職員による無令状での郵便物検査と憲法 35 条」新・判例解説 Watch 憲法 No.123 文献番号 z18817009-00-011231465（2017 年 3 月）がある。

ためである。そうして、信書以外の郵便物等については、税関職員は、検査に際し、見本を採取し、又は提供させることができるとされる（関税法 105 条③号）。信書を除いて郵便物の輸出入の簡易手続において、税関職員に、見本を採取し、又は見本を提供させて、検査を行うことが許されているのは、「関税の公平確実な賦課徴収及び税関事務の適正円滑な処理という行政上の目的」（行政調査）を遂行するためである。本事案において問題となった手続きは、令状なくして (①) 税関職員が郵便物の外装箱を開披し、ビニール袋の中に入っていたプラスチック製ボトル 2 本について、TDS 検査を行ったこと、さらに、(②) 審理官に郵便物を引き継ぎ、審理官により、ボトルの外蓋、内蓋が開けられ、中に入っていた白色だ円形固定物を取り出して重量を量り、その様子を写真撮影する等した後、麻薬試薬と覚せい剤試薬を用いて仮鑑定を行ったことである。被告人は、(①) と (②) の各検査は、捜査を目的として、郵便物の発送人又は名宛人の同意なく、裁判官の発する令状もなく行われたもので、関税法上許容されていない検査であり、憲法 35 条が許容しない強制処分にあたるとして、上告した。

本判決においては、「税関職員らは、輸入禁制品の有無等を確認するため、本件郵便物を開披し、その内容物を目視するなどしたが、輸入禁制品である疑いが更に強まったことから、内容物を特定するため、必要最小限度の見本を採取して、これを鑑定に付すなどしたものと認められ、本件郵便物検査は、(中略) 行政上の目的を達成するに必要かつ相当な限度の検査であったといえる。」とした。郵便物の内容物が輸出又は輸入できるかどうかを調査し、関税の公平確実な賦課徴収という目的を果たす必要から、品名が分からなかったという事情も含めて、(①) の税関職員による開披型の検査については、税関職員の行政調査目的による検査であったと認められる。しかしながら、すでに (①) の検査が終了した段階で、TDS 検査の結果から覚せい剤反応がみられた時点で、検査対象者については、禁制品輸入罪（関税法 109 条 I 項）、すなわち、輸入してはならない覚せい剤（貨物）を輸入した者、刑事責任を問われる者ということを認識し得る状況にあった。そうした中で、仮鑑定を行って税関の調査部に引継ぎ、調査部の審議官により郵便物の差押えがなされたことをみると、(刑訴法 190 条でいう

ところの特別司法警察職員ではないため）税関職員は禁制品輸入の被疑事実で捜査する権限は有していないが、関税法上の犯則事件の調査によって、関税法 121 条により、犯則事件を調査するため必要があるとして、差押え許可状を請求し、発付される手続きへと移行したと理解することが素直な解釈だろう。そうなると、一連の税関職員の (①)、(②) の手続きにおいて、(②) については、本判決で言うところの「本件郵便物検査が、犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行われたものでないことも明らかである」とは言いがたいようにも解される。

本稿では、第一に、税関及び税関職員の法的位置づけと関税法上の行政調査について整理をした上で、第二に、関税法上の「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査と犯則事件調査との違いについて、さらには、関税法上の犯則事件調査と薬物関係法令違反の捜査との関係について検討を加え、さいごに、それらの整理検討を踏まえて本判決の判決内容について考察することにした。

2. 税関及び税関職員の法的位置づけと関税法上の行政調査

財務省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ることを任務とするが（財務省設置法 3 条 I 項）、税関は、財務省の中に位置づけられている。財務省設置法 16 条 I 項は、「税関及び沖縄地区税関は、財務省の所掌事務のうち、①関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度の企画及び立案に関すること、②関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割の賦課及び徴収に関すること、③関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること、④保税制度の運営に関すること、⑤通関業の監督及び通関士に関すること、⑥製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること、⑦所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること、⑧金の輸出入の規制に関すること、⑨輸出入貨物に対し国内税を賦課及び徴収すること等の事務を分掌するとする。その他、外国為替及び外国

貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りを行うこと、輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りを行う（財務省設置法第 16 条Ⅱ項）。これらの税関及び沖縄地区税関による事務については、経済産業大臣の指揮監督を受ける（財務省設置法 16 条Ⅲ項）。

税関内部の組織には、総務部、監視部、業務部、調査部の四つの部が置かれているが（財務省組織例 85 条Ⅰ項）、調査部が、①輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割の課税標準の調査並びに関税、内国消費税及び貨物割に関する検査に関すること、②輸出された貨物に関する調査及び検査に関すること、③関税に関する法令、内国消費税及び貨物割に関する犯則事件の調査及び処分並びに情報に関すること、④関税、とん税及び特別とん税、内国消費税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること等の事務を掌っている（財務省組織規則 266 条Ⅰ項）。

関税法は、関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るために設けられた法律である。貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品並びに数量及び価格（輸入貨物については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物に必要な検査を経て、その許可を受けなければならない（関税法 67 条）。税関職員における関税法上の具体的な権限については、関税法 105 条及び関税法 119 条以下に規定がある。本事案で問題となった「郵便物の輸出入の簡易手続」上の検査については、関税法 105 条③号によるものである。加えて、税関職員においては、犯則事件を調査するための物件の検査権限がある（関税法 109 条Ⅰ項）。以下では、関税法上規定されている税関職員による調査について、「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査と犯則事件の調査について整理し検討したい。

3. 関税法上の「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査と犯則事件調査

先にも述べたとおり、関税法 67 条により、貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物について

は、特例申告貨物を除き、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。輸出又は輸入の申告手続の後、許可を経て、当該貨物の輸出又は輸入が許される。郵便物等の輸出入については、はじめに述べたとおり、関税法 76 条により、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、税関職員に必要な検査をさせる。検査に際し、税関職員は、見本を採取し、又は提供させることができる（関税法 105 条③号）。これが、税関職員による「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査である。憲法 35 条との関係について、後で述べるとおり、最判昭和 47 年 11 月 22 日の先例の規準に則り、本判決においては、「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査は、裁判官の発する令状によらずに許容されるとした。他方で、「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査とは異にする犯則事件の調査とはどのような類のものなのだろうか。

犯則事件の調査とは、関税法 119 条にもとづくもので、犯則事件、すなわち租税犯に関する事件について、税関職員が調査をするため必要があるとき、犯則嫌疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、これらの者に対して質問し、これらの者が所持する物件若しくは犯則嫌疑者が置き去った物件を検査し、又はこれらの者が任意に提出した物件若しくは犯則嫌疑者が置き去った物件を領置するものである。

税関職員による犯則事件の調査については、司法警察職員、検察官及び検察事務官が行う捜査に対する憲法 35 条の令状主義の規制が及ぶ²。「憲法 35 条 1 項の規定は、本来、主として刑事責任追及の手続における強制について、それが司法権による事前の抑制の下におかれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手続が刑事責任追及を目的とするものではないとの理由のみで、その手続における一切の強制が当然に右規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。」³として、川崎民商事件に関

² 関税法 121 条は、税関職員が犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押をすることができるとする。

³ 最（大）判昭和 47 年 11 月 22 日刑集 26 卷 9 号 554 頁以下参照。

する最高裁昭和47年11月22日大法廷判決においても言及されている⁴。

税関職員は、租税犯則事件について、具体的には、①犯則嫌疑者等に対する任意出頭、質問（調査に付随する取調べ）、②物件の検査、③物件の領置という、捜査権限とは異なる任意の調査権限を有している。さらに、所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する令状により、強制的に、臨検、搜索又は差押することもできる（関税法121条I項）。令状を請求するにおいては、犯則事件が存在すると認められる疎明資料を提供しなければならない（関税法121条III項）。また、許可状には、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体、物件、差押えるべき物件を特定して請求しなければならない（関税法121条II項）。

現行犯事件の臨検、搜索又は差押については、税関職員において、「現に犯則を行い、現に犯則を行い終わつた際に発覚した事件について」、または「現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において」、その証拠となると認められるものを取り集めるため必要であつて、且つ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において許可状なしで、臨検、搜索、又は差押が許される⁵（関税法123条）。臨検、搜索又は差押に際して、必要があるときは、税関職員は、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる（関税法127条）。

調査の結果、税関職員は、調査の結果を税関長に報告し、税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たとき、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨通告する（関税法138条）。税関長の通告処分とよばれる手続

⁴ 行政調査と刑事手続との関係について論じたものとして、笹倉宏紀「行政調査と刑事手続（一）・（二）」法学協会雑誌第123巻第5号818-911頁（2006年5月）、第123号第10号147-247頁（2006年10月）がある。また、近年の行政上の立入検査をめぐるアメリカ連邦最高裁判決について研究したものに、洲見光男「行政上の立入検査と犯罪抑止—最近の連邦最高裁判決を契機に」井田良・川出敏裕・高橋則夫・只木誠・山口厚編『権橋隆幸先生古稀記念—新時代の刑事法学』（2016年、信山社）がある。

⁵ 「現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において」は、所持する物件に対しての臨検、搜索又は差押が許されている（関税法123条II項）。

きである。ただし、①犯則嫌疑者の居所が不明であるとき、②犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき、③証拠となると認められるものを隠したり、又はなくしてしまうおそれがあるとき、いずれかに該当するときは、税関長は直ちに検察官に告発しなければならない（関税法 137 条）。また、①懲役の刑に処すべきものであるとき、②反則者が通告の旨を履行する資力がなく、③反則者の居所が不明であり、通告書を受領することができないときも、税関長は直ちに検察官に告発しなければならない（関税法 138 条）。

税関職員は、刑事訴訟法 190 条でいう「森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者（特別司法警察職員）」にあたるため、犯罪があると思料しても、犯人及び証拠を捜査することはできない（刑訴法 189 条Ⅱ項）。犯則事件の調査により、犯則の心証を得たときは、罰金又は追徴金に相当する金額を税関に納付し、没収に該当する物件を税関に納付するものであるが、通告処分に対応することが許されないときは、検察官に告発して、一般の刑事事件として処理される。

4. 関税法上の犯則事件調査と薬物関係法令違反の捜査との関係

以上、税関及び税関職員の法的位置づけと関税法上の行政調査権限について、とりわけ、憲法 35 条の令状主義の規制が及ばない「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査とその規制が及ぶ犯則事件の調査について整理してきた。

財務省設置法、財務省組織例、財務省組織規則から、税関については、輸出入貨物に対して関税等の賦課徴収を任務とする一方で、関税に関する法令の規定による輸出入貨物（中略）及び旅客の取締りの任務を担い、具体的な職務として、輸入された貨物に係る関税の調査、関税、内国消費税及び貨物割に関する検査、犯則事件の調査及び処分、関税に関する法令の規定による輸出入貨物（中略）及び旅客の取締りに関する情報に関すること等の事務を掌っている（・・・は著者によるもの）。財務省設置法 16 条Ⅰ項の「関税に関する法令の規定による輸出入貨物（中略）及び旅客の取締り」の文言の意味については、「取締り」という言葉が用い

られているものの、税関職員は、刑事訴訟法 190 条でいう「森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者（特別司法警察職員）」にあたらなため、犯人及び証拠を捜査することと同一に考えてはならない。財務省組織規則 266 条 I 項にあげられているとおり、「取締り」の意味としては、「輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関する事務をつかさどる」にすぎない（・・・は著者によるもの）。

しかしながら、関税法上、税関職員に与えられた特別の行政調査権限として、犯則事件の調査がある。租税犯則事件について、先に述べたとおり、①犯則嫌疑者等に対する任意出頭、質問（調査に附随する取調べ）、②物件の検査、③物件の領置、さらには、強制的に行う、④臨検、⑤搜索、⑦差押等の権限がある⁶。財務省のホームページで公開されている「関税法違反事件の犯則態様別処分件数⁷」において、犯則事件調査の結果の告発、通告処分については、下記の表の通りとなっている。告発、通告処分の犯則態様のうち禁制品輸出入事犯については、社会的法益を侵害する犯罪類型である薬物事犯がそのうちのほとんどを占めている。薬物関係法令違反を視野に取り締まる場合には税関職員にその権限はないが、関税法上の禁

⁶ 税関職員が犯則事件の調査によって、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押したとき、その調査をつくるのが義務づけられている（関税法 131 条）。調査は、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない（同法 131 条）。万一、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を附記すれば足りる（同法 131 条）。

税関職員が作成した写真撮影報告書等は、刑事訴訟法 321 条Ⅲ項所定の書面に含まれ、税関職員が作成した差押調査は、刑事訴訟法 321 条Ⅲ項所定の書面に含まれないとされた事例として、東京高判平成 26 年 3 月 13 日判例タイムズ 1406 号 281 頁がある。「税関職員による犯則事件の調査は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う犯罪の捜査に類似する性質を有するものと認められるから、税関職員が犯則事件の調査において作成した書面であっても、検証の結果を記載した書面と性質が同じであると認められる限り、刑訴法 321 条 3 項所定の書面に含まれるものと解するのが相当である。」とする。税関職員による犯則事件の調査において捜査における検証に類する規定は関税法上設けられてはいないが、任意捜査における実況見分に類する性質の調査を税関職員が犯則事件の調査において行うことは許容されていると解される。判例において、刑事訴訟法 321 条Ⅲ項所定の書面には捜査機関が任意処分として行う検証の結果を記載したいわゆる実況見分調査も包含するものと解するのを相当とされていることにより（最（一小）判昭和 35 年 9 月 8 日刑集第 14 卷第 11 号 1437 頁）、「検証の結果を記載した書面と性質が同じであると認められる限り」という条件付きの判断は、合理性を有する。

⁷ 財務省ホームページ

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/mitsuyu/cy2016/ka290223b.htm（2017 年 6 月 1 日確認）から転載。

制品輸入を視野に取り締まる場合には、「関税に関する法令の規定による輸出入貨物（中略）及び旅客の取締り」という権限から税関職員に権限が発生する。一般の事案において、薬物関係法令違反と関税法違反が重なることから、税関職員の職務の実際として、関税法上の犯則事件調査において薬物関係法令違反を特定化していくという、ときとして警察官や海上保安官のような犯人及び証拠を捜査する「捜査」と同一視できるような状況が生じやすいといえる。

【告発】

(件)

犯則態様	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
禁制品輸出入事犯	211	218	244	343	375
関税脱税事犯	3	3	5	3	2
無許可輸出入事犯	12	9	7	12	14
虚偽申告輸出入事犯	11	4	9	8	4
その他	—	—	—	—	—
合計	237	234	265	366	395

【通告処分】

(件)

犯則態様	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
禁制品輸出入事犯	160	128	128	293	377
関税脱税事犯	47	43	62	52	61
無許可輸出入事犯	151	110	195	537	666
虚偽申告輸出入事犯	10	6	5	3	17
その他	6	1	1	10	6
合計	374	288	391	895	1,127

犯則事件の調査について、その結果、通告処分に当たらないものについては、検察官に告発された段階で、はじめて捜査が開始されることになる。その場合、おそくらは、刑事訴訟法 191 条により、検察官が自ら犯罪を捜

査することになり、その上で検察官により、刑事訴訟法 193 条の規定により司法警察職員に捜査の協力、補助を求めることになるのだろう。犯則事件の調査においては、関税法 130 条で、「税関職員は、臨検、捜索又は差押をするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。」とあるが、犯則事件の調査からグラデーションで捜査に移行させる、すなわち、税関職員から警察官又は海上保安官に引き継ぐことは許されておらず、税関長の通告処分対象犯則事件以外のものについて、検察官に告発されてはじめて捜査を可能とすると法律手続上の構えになっている⁸。

5. おわりに

以上のことを踏まえて、本判決の判決内容について検討してみたい。本判決は、裁判官の許可状なくして行われる関税法上の「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査は、「関税の公平確実な賦課徴収及び税関事務の適正円滑な処理という行政上の目的」を大量の郵便物について簡易、迅速に実現するためのものであり、「税関職員において、郵便物を開披し、その内容物を特定するためなどに必要とされる検査を適時に行うことが不可欠であって、本件各規定に基づく検査等の権限を税関職員が行使するに際して、裁判官の発する令状を要するものとはされておらず、また、郵便物の発送人又は名宛人の承諾も必要とされていないことは、関税法の文言上明らか」であり、これらの規定に関する検査は、「前記のような行政上の目的を達成するための手続で、刑事責任の追及を直接の目的とする手続ではなく、そのための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有するものでもない」ことから、憲法 35 条の法意に反しないとした判断したものである。

憲法 35 条 I 項は、本来は主として刑事手続上の強制処分についてのものであるが、非刑事手続きでも当然に適用がないというわけではない。先にも述べたとおり、行政手続でも憲法 35 条 I 項の適用があると初めて宣

⁸ 犯則事件の調査の協力の際に、警察官又は海上保安官が独自に捜査することは可能であろうが、証拠物が税関職員の掌中にあるため、事実上は税関職員による検察官への告発を経てでないと、警察官又は海上保安官の捜査、具体的には証拠の収集等は事実上不可能であろう。

言した判例として、川崎民商事件に関する最高裁昭和 47 年 11 月 22 日大法廷判決がある⁹。（旧）所得税法上の検査との関係で、同法による無令状での検査も憲法 35 条の「法意に反しない」とした。その理由として、①刑事責任の追及を目的とする手続ではないこと（手続きの性質）、②刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有するものでもないこと（手続きの機能）、③強制の態様が、収税官吏の検査を正当な理由がなく拒む者に対し、間接的心理的に右検査の受忍を強制しようとするものであり、その作用する強制の度合いは、直接的物理的な強制と同視すべき程度にまで達しているものとはいまだ認めがたいこと（手続きの強制の態様・程度）、④公益上の目的を実現するために収税官吏による実効性のある検査制度が欠くべからざるものであること（手続きの目的及びその必要性）、⑤その目的、必要性にかんがみれば、本件の程度の強制が実効性確保の手段として、あながち不均衡、不合理なものとはいえないこと（手続きの目的・必要性和本件の強制の程度の均衡）があげられている¹⁰。

本件の関税法上の「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査について、無令状の検査が憲法 35 条の「法意に反しない」としたことの理由づけにおいても、最高裁昭和 47 年 11 月 22 日大法廷判決の理由づけが直接的に用いられている。すなわち、第一に、手続きの性質及び機能について、「刑事責任の追及を直接の目的とする手続ではなく、そのための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有するものでもない。」ことがあげられている。また、第二に、手続きの態様・程度についても、「郵便物の提示を直接義務付けられているのは、検査を行う時点で郵便物を占有している郵便事業株式会社であって、発送人又は名宛人の占有状態を直接的物理的に排除するものではないから、その権利が制約される程度は相対的に低い。」とする。さらに、第三に、手続きの目的及びその必要性、手続きの目的と必要性和本件の強制の程度の均衡についても、「税関検査の目的には高い公益性が認められ、大量の国際郵便物につき適正迅速に検査を行って輸出又は輸

⁹ 最（大）判昭和 47 年 11 月 22 日刑集 26 卷 9 号 554 頁以下参照。

¹⁰ 田宮裕「刑事判例研究—行政手続きと憲法 35 条・38 条（いわゆる川崎民商事件）警察研究第 48 卷第 11 号（1976 年 11 月）53 頁。

入の可否を審査する必要があるところ、その内容物の検査において、発送人又は名宛人の承諾を得なくとも、具体的な状況の下で、上記目的の実効性の確保のために必要かつ相当と認められる限度での検査方法が許容されることは不合理とはいえない。」とする。基本的には、最高裁昭和 47 年 11 月 22 日大法廷判決であげられた規準のもとで、先例にしたがって、本件の関税法上の「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査について、無令状の検査が憲法 35 条の「法意に反しない」という判断がなされている。当該判断は先例に従った妥当な判断であろう。

また、本判決において注目するのは、プライバシー権について言及された点である。「国際郵便物に対する税関検査は国際社会で広く行われており、国内郵便物の場合とは異なり、発送人及び名宛人の有する国際郵便物の内容物に対するプライバシー等への期待がもともと低い」ことがあげられている。これまで、行政調査と基本的人権の保障との関係の問題は、第一に令状主義（憲法 35 条）、第二に黙秘権（憲法 38 条）の行政手続に対する適用可能性の問題として論じられてきた。そのことから、憲法 35 条が「個人のプライバシーについての合理的期待」を一般的に保障するものとして、行政が集積する情報の種類・範囲の限定の面でのコントロール機能をそこから導き出すことは困難であると指摘されてきた¹¹。憲法 35 条の（規制の）対象とならない行政調査は憲法上全く規制が及ばずフリーであると解されるべきではなく、調査の手段・方法の問題も含めて憲法 13 条の規律を併せて受けるべきであるとする主張も憲法学者のなかに出てきた¹²。本判決においては、そうした点も考慮されてか、憲法 35 条の「法意に反しない」という点にくわえて、「プライバシー等への期待がもともと低い」として憲法 13 条の規律も受けないということを示したものであると解される。

しかしながら、本判決においては、本件における一連の税関職員の具体的な各検査について、「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査にあたるかど

¹¹ 佐藤幸治『行政調査』とプライバシーの保護（一）—アメリカ法における立入検査の問題を中心として— 法学論叢第 97 巻第 3 号（1975 年 6 月）13 頁。

¹² 前掲注 11）13-14 頁。

うかの判断に疑問が残る。TDS 検査の結果から覚せい剤反応がみられたことにより、検査対象者について、関税法上の禁制品輸入罪及び覚せい剤取締法違反（覚せい剤輸入罪及び所持罪）で、税関職員においては、刑事責任を問われる者ということを認識し得る状況にあった。そうすると、審理官によるボトルを開披しての検査及び覚せい剤試薬を用いての仮鑑定の手続きは、「刑事責任の追及を直接の目的とする手続ではなく、そのための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有するものでもない。」とは言えないだろう。税関職員による犯則事件の調査は、そもそもは租税を逃れる「ほ脱犯」を対象に行われるべきものであり、薬物事犯については、犯則事件の調査の対象にはならない¹³。

通告処分の範囲内では収まらない刑事罰という制裁が想定され得る場合には、刑事訴訟法 214 条にしたがい、私人により現行犯人を逮捕し、直ちにこれを検察官又は司法警察職員（警察官又は海上保安官）に被逮捕者及び（逮捕事由の薬物事犯の）証拠物を引渡す必要がある。また、麻薬特例法 4 条において、税関長は、関税法 67 条の規定による貨物の検査により、当該検査に係る貨物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合において、薬物犯罪の捜査に関し、当該規制薬物が外国に向けて送り出され、又は本邦に引き取られることが必要である旨の検察官又は司法警察職員からの要請があり、かつ、当該規制薬物の散逸を防止するための十分な監視体制が確保されていると認めるときは、当該検察官又は司法警察職員の要請に応ずるために、①当該貨物（当該貨物に隠匿されている規制薬物を除く）について関税法 67 条の規定により申告されたところに従って同条の許可を行うこと、②その他当該要請に応ずるために必要な措置をとることができる。これにより、貨物の検査において、当該貨物の中に規制薬物が隠匿されていることがわかれば、税関職員は司法警察職員に通報し、司法警察職員からのコントロールド・デリバリー等の要請があれば、麻薬

¹³ 税関手続きに関する初の国内法である明治 23 年 11 月 1 日に施行された全 22 条からなる「税関法（法律第 80 号）」（明治 32 年廃止）は、「積荷目録ニ記載セサル輸入貨物ヲ陸揚ゲシタル者ハ其貨物輸入税ノ外同額ノ罰金又ハ科料ニ処ス」（税関法 9 条）とし、税関長が税関官吏に令状を発し、輸出入貨物及び運送の用に供する物件を差押えたり、犯則の証拠捜査の処分をなすことができる。関税法上の犯則事件の調査について言えば、その主な対象となるのは、具体的には、不正な輸出入で脱税の意図をもって虚偽申告が疑われるような場合であるべきだろう。

特例法 4 条にしたがって、必要な措置をとることも可能である。

本件においては、税関職員の P が、ビニール袋の中に入っているプラスチック製ボトル 2 本について、TDS 検査を行ったところ、両ボトルから覚せい剤反応があった段階で、関税に関する法令の規定による輸出入貨物の取締りに関する情報に関する事等事務をつかさどり（財務省組織規則 266 条 I 項）、情報を捜査機関に提供し、警察官による捜査へと移行すべく、「郵便物の輸出入の簡易手続」上の調査を終了すべきであった。本件においては、P が審理官に郵便物を引き継ぎ、審理官により中身を取り出して重量を量り、写真撮影し、麻薬試薬と覚せい剤試薬を用いて仮鑑定を行い、仮鑑定の結果、調査部に通報し、調査部の審議官が差押許可状を請求し、郵便物を差押えている。本件における差押については、犯則事件調査における関税法 121 条 I 項にもとづく差押と解されようが、「本件郵便物検査が、犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行われたものでないことも明らかである」と判断したことには疑問が残る。

行政機関による行政調査が捜査（刑事手続）へと発展する可能性を有している実際において、問題となる無令状の検査が憲法 35 条の「法意に反する」か否かの具体的な判断は、一連の検査の態様の実質面から、①当該検査の手続きの性質（刑事責任の追及を目的とする手続ではないこと）、②当該検査の手続きの機能（刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有するものでもないこと）、③当該手続きの強制の態様・程度、④当該手続きの目的及びその必要性、⑤当該手続きの目的・必要性和当該検査の強制の程度の均衡という規準によって規制されるべきだろう。本件においては、審理官によるボトルを開披しての検査及び覚せい剤試薬を用いての仮鑑定等の検査については少なくとも上記の当該検査の手続きの機能の点において問題となろう。

